

社会福祉学部 <令和7年度 帰国生徒・私費外国人留学生選抜>

【出題意図】

文章の理解力，判断力，論理的思考力，設問の趣旨に沿って表現する力をみる。

【解 答】

問1（解答例）

1985年，日本も国連の女子差別撤廃条約を批准し，1996年，法制審議会は選択的夫婦別姓の導入を答申したが，国会での議論は進んでいない。しかし，法律で夫婦同姓を義務づけている国は日本以外にないとされ，経済がグローバルになるなかで旧姓使用では限界があるとして，経団連など経済界から選択的夫婦別姓の実現を求める声が高まっている。また読売新聞の2022年の世論調査でも，「法律を改正して，夫婦別姓を認めるべきだ」という質問において，賛成が反対を上回っている。（226字）

（採点基準）

- ・本文の内容を的確に理解し，我が国における選択的夫婦別姓の制度導入をめぐる動きとして，「1985年，日本も国連の女子差別撤廃条約を批准し，1996年，法制審議会は選択的夫婦別姓の導入を答申」したこと，および「経済がグローバルになるなかで旧姓使用では限界があるとして，経団連など経済界から選択的夫婦別姓の実現を求める声が高まっている」が述べられていること。
- ・また，国民意識として，「読売新聞の2022年の世論調査でも，『法律を改正して，夫婦別姓を認めるべきだ』という質問において，賛成が反対を上回っている」が述べられている。
- ・文章が完結しており，字数制限が守られている。
- ・誤字や脱字のない文章になっている。

問2

個別の解答が予測されることから，解答例は示さない

（採点基準）

- ・本文の内容を的確に理解し，かつ自分ひとりの問題でも家族の問題でもなく，社会の問題である可能性がある，具体的な事例を示したうえで自分の考えを論理的に述べている。
- ・文章構成が適切である。
- ・文章が完結し，字数制限が守られている。
- ・誤字や脱字のない文章になっている。